

第3章 病院施設整備業務（施設整備に係る設計）

（設計業務の実施）

第14条 乙は、本契約締結後速やかに、設計協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事対象施設の設計業務を実施せしめる。

（設計業務の第三者による実施）

第15条 乙は、設計協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、設計協力企業が第三者に本件工事対象施設の設計業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
- 3 本件工事対象施設の設計業務実施に関する設計協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、設計協力企業その他設計業務の実施に関して乙又は設計協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

（関連行政手続等）

第16条 乙は、自己の責任により、建築基準法（昭和25年法律第201号）による確認申請等本事業の実施のため必要な法令に定める手続を行わなければならない。

- 2 乙は、前項に定める手続の実施については、甲に事前説明及び事後報告を行わなければならない。

（設計作業工程表の作成及び提出）

第17条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事対象施設の設計に係る設計作業工程表を作成し、本契約締結後速やかに甲に提出する。

（設計業務の進捗状況の確認）

第18条 乙は、甲に対し、毎月1回以上、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

- 2 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計作業工程表に基づき設計されていることを確認するため、乙に対し事前に通知したうえで、本件工事対象施設の設計状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることができる。
- 3 乙は、前項に規定する設計状況その他の事項についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して協力し便宜を図るものとする。また、設計協力企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

- 4 甲は、前3項の規定に基づく説明、書類の提出等又は報告を受けたときは、それらの内容を検討し、指摘すべき事項があると認める場合には、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

(乙による事業者提案又は設計の変更)

第19条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、事業者提案又は設計図書の変更を行うことはできない。

- 2 前項の規定に従い乙が甲の承諾を得て事業者提案又は設計図書の変更を行う場合において、当該変更により乙に増加費用が発生したときは、乙が当該増加費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは協議により施設整備業務費の支払額を減額するものとする。

(甲の指示による事業者提案又は設計の変更)

第20条 甲は、乙に対し、事業者提案又は設計図書の変更が必要であると認めるときは、施工計画書の変更を伴わずかつ事業者提案の範囲を逸脱しない限度で、乙に対して事業者提案又は設計図書の変更内容を記載した書面を通知し、事業者提案又は設計図書の変更を求めることができる。この場合、乙は、当該書面を受領した日から14日以内にその事業者提案又は設計図書の変更の可否を甲に対して書面により通知しなければならない。甲は、当該通知を受領した日から7日以内に、事業者提案又は設計図書の変更の要否を決定し、乙に通知する。乙は、かかる甲の決定に従うものとする。

- 2 前項の規定に基づき、乙が事業者提案又は設計図書の変更を行う場合において、当該変更により乙に増加費用が生じたときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは施設整備業務費の支払額を減額する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、基本設計完了前に甲の要求により入札説明書等及び事業者提案に基づく設計条件の主旨を損ない又は工期の変更を伴う設計条件の変更を行う場合、甲と乙は、当該設計条件の変更に係る本件工事対象施設の施設整備業務費の調整に関する協議を行い、当該調整後の費用が調整前の費用を超えるときは、甲は、乙に対し、超過部分の費用を、本件工事対象施設の施設整備業務費に加算して支払う。

(法令変更等による設計変更等)

第21条 建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)、医療法(昭和23年法律第205号)等の法令制度の新設又は改正等により、事業者提案若しくは設計図書又は本件工事の変更が必要となった場合、乙は甲に対し、事業者提案若しくは設計図書又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する。

- 2 各本件工事対象施設の竣工までに、入札説明書等に明示されていない本件土地又は本

件工事対象施設の瑕疵（本件土地の地中に存する建物等の基礎及び杭等で本件工事対象施設の建設に支障をきたすものを含む。）に起因して、事業者提案若しくは設計図書又は本件工事の変更が必要となった場合、乙は甲に対し事業者提案若しくは設計図書又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する。

- 3 第1項又は第2項に基づく変更起因する設計、本件工事、工事監理、運営及び資金調達に係る乙の費用が増加したときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは施設整備業務費の支払額を減額する。

（設計図書の提出）

第22条 乙は、設計業務の完了後遅滞なく、別紙4に規定する設計図書を甲に提出し、設計協力企業をして、設計図書の内容を説明させなければならない。設計図書の変更を行う場合も同様とする。

- 2 前項の場合における設計図書の提出は、別紙3の日程表に従うものとする。
- 3 甲は、第1項に基づき提出された設計図書が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は提出された設計図書では、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、乙と協議の上、乙の負担において修正を求めることができる。甲は、かかる修正を求めない場合は、提出された設計図書の確認を乙に通知するものとする。
- 4 乙は、甲からの指摘（前項による甲の修正の求めを含む。）により、又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに設計図書の修正を行い、修正点について甲に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合を発見した場合も同様とする。
- 5 前項に規定する修正の結果、本件工事対象施設の引渡しが遅延した場合には、第54条第4項の規定を適用する。

第4章 病院施設整備業務（施設整備に係る建設）

第1節 総則

（本件土地の貸付）

第23条 甲は、別紙3に定められた本件工事着工予定日までに、乙が本事業を行うために

支障のないよう別紙5の本件土地の権原を確保しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本契約締結後速やかに、別紙6の様式による行政財産無償貸付契約を締結する。
- 3 乙は、施工期間中、行政財産無償貸付契約の規定に従って、本件土地を本事業の履行の目的のために無償で使用することができる。なお、本件土地以外に乙が病院施設整備業務の実施に必要な仮設及び資機材置場等を自己の費用と責任で確保することについては、これを妨げない。
- 4 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本件土地を使用し、また本事業の履行の目的以外の目的に本件土地を使用しない。

(建設に伴う各種調査)

第24条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、[●●(要求水準上調査義務を課している調査を記載)]の調査に係る業務を実施する。また、乙は、自らの責任及び費用負担において、本件工事対象施設の設計及び施工に必要な測量及び調査(以下、本項前段の調査とあわせて「調査等」という。)を実施することができる。

- 2 乙は、前項に定める調査等を実施する場合は、調査等に着手する前に、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従って、調査計画書を作成し、甲に提出しなければならない。また、調査等に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、第1項に定める調査等を終了したときは、調査報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、行政財産無償貸付契約に基づく本件土地の引渡し又は本件解体工事若しくは本件改修工事に先立って調査等を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ甲に連絡し、その承諾を得た上で調査等を行うことができる。
- 5 甲は、調査計画書又は調査報告書を受け必要があると判断したときは、乙に対し、調査等の内容及び方法その他当該報告又は記録等に合理的に関連する事項について、協議又は説明を求めることができる。
- 6 乙が第1項の規定に従って調査等を行った結果、本件土地又は本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設に関して、入札説明書等において明示されていない又は入札説明書等に明示されていた事実と異なる本件土地又は本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の瑕疵が存在し、乙が本契約及び要求水準書に従って本事業を実施することができない場合又は乙が本事業を実施することができても乙に著しい損害(増加費用を含む。以下同じ。)が発生することが判明した場合、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。これに起因して乙に損害が発生した場合、甲は、合理的な範囲における当該損害額を負担するものとする。また、これに起因して乙に費用の減少が生じた場合、甲及び乙は協議のうえ、施設整備業務費を減額するものとする。

7 前項の場合、乙は、当該損害の発生を防ぎ、また拡大を低減するよう最大限努力しなければならない。

(近隣対応)

第25条 乙は、本契約の締結日後適切な時期に、自己の責任及び費用において、本事業の概要、日程及び工事実施計画等（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいい、解体撤去工事に係る計画を含む。以下、本条において「工事実施計画等」という。）の近隣説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説明に協力しなければならない。

2 乙は、前項の説明に先立って、乙が実施しようとする説明の方法、時期及び内容について、甲に説明しなければならない。また、乙は、前項の説明の後、その内容及び結果を甲に報告しなければならない。

3 甲は前項の説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、施工、近隣対応その他当該報告に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。

4 乙は、自己の責任及び費用において、近隣調整を行う。

5 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、工事実施計画等の変更をすることはできない。この場合、甲は、乙が工事実施計画等を変更せず、更なる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画等の変更を承諾する。

6 近隣調整の結果、本件工事対象施設の竣工の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は、協議のうえ、速やかに本件工事対象施設の竣工予定日及び引渡予定日を変更することができる。

7 近隣調整の結果乙に生じた費用（その結果、本件工事対象施設の竣工予定日及び引渡予定日に変更されたことによる増加費用も含む。）については、乙が負担するものとする。ただし、甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担する。

8 乙が本条の規定に基づき合理的な近隣調整を実施したにもかかわらず、当該近隣住民等の反対等により、本事業の実施が不可能若しくは著しく困難又は事業者提案の範囲を超える設計変更が必要となった場合には、甲は、乙と協議のうえ、本契約を解除することができる。かかる解除については、第109条の規定を適用する。

(周辺影響調査・対策業務)

第26条 乙は、本事業に起因する騒音、振動、悪臭、粉塵、アスベスト、真菌、地盤沈下、地下水位低下、地下水、電波障害、ビル風その他本件工事が周辺環境に与える影響を調査、分析及び検討（以下本条において「周辺環境調査等」という。）し、適切な対策を講じるものとする。

- 2 乙は、前項の周辺環境調査等及び対策に先立って、乙が実施しようとする周辺環境調査等及び対策の方法、時期及び内容について、甲に説明しなければならない。また、乙は、前項の周辺環境調査等及び対策の後、その内容及び結果を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、周辺影響対策その他当該報告又は確認に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。
- 4 第1項の周辺環境調査等及び対策並びに前項の協議に要する費用は、乙が負担するものとする。また、乙は、第1項の周辺環境調査等及び対策の不備、誤謬等に起因する一切の追加費用を負担するものとする。ただし、甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担する。

(関連工事の調整)

第27条 乙は、関連工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行うものとする。

- 2 甲は、甲が前項の関連工事を実施する場合には、事前に乙に通知したうえで、乙又は建設協力企業の調整に従うものとし、甲が使用する第三者及びその使用人に関する一切の責任を負うものとする。ただし、乙又は建設協力企業の調整が不相当と認められるときには、甲が調整を行い、乙はこれに従うものとする。
- 3 甲は、●●が第1項の関連工事を実施する場合には、●●から甲を通じて乙に通知するとともに、甲が●●と乙の調整を行うものとする。この場合、乙は、甲の調整に従い、関連工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第2節 工事監理業務

(工事監理業務の実施)

第28条 乙は、工事監理協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事に係る工事監理業務を実施せしめる。

(工事監理業務の第三者による実施)

- 第29条** 乙は、工事監理協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 乙は、工事監理協力企業が第三者に工事監理業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
 - 3 工事監理業務実施に関する工事監理協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、工事監理協力企業その他工事監理業務の実施に関して乙又は工

工事監理協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(工事監理者)

第30条 乙は、工事監理協力企業をして、本件工事着工前に、要求水準書及び事業者提案に従い、建築基準法第5条の4第2項に定める工事監理者を設置させるものとし、設置後速やかに甲に対して工事監理者の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知する。なお、工事監理業務と建設業務を同一の企業が実施することはできない。

- 2 乙は、施工期間中、第1項に基づき通知した工事監理者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 甲は、第1項の規定により通知がなされた工事監理者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、工事監理者の変更に関し協議を行う。
- 4 乙は前項に基づき設置した工事監理者をして、設計図書に従って工事監理業務を行わせるものとする。
- 5 乙は、工事監理者をして、乙を通じ毎月1回以上、工事監理の状況を甲に報告させる。
- 6 乙は、工事監理者をして、乙を通じ適宜日報、月報、四半期報告書、年度報告書、各種検査報告書等の必要書類を甲に提出させる。
- 7 乙は、工事監理者をして、定期的に、甲による工事監理状況の確認を受けさせる。
- 8 乙は、前3項に加え、甲が要請したときは、工事監理者をして、本件工事の事前説明及び事後報告並びに本件工事現場での施工状況を速やかに報告させ、甲による確認を受けさせるものとする。
- 9 乙は、工事監理者が前5項の行為を行う上で必要となる協力を行う。

第3節 建設業務

(建設業務の実施)

第31条 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案及び設計図書に従って、建設業務を実施せしめる。

(建設業務の第三者による実施)

第32条 乙は、建設協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条3項の承諾を与えてはならない。
- 3 乙は、本件工事着工予定日までに、建設業法第24条の7及び要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出し、確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。
- 4 建設業務実施に関する建設協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、建設業務実施に関して乙又は乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

（監理技術者及び主任技術者）

- 第33条** 乙は、建設協力企業をして、本件工事着工前に、要求水準書及び事業者提案に従い、建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者を設置させるものとし、設置後速やかに甲に対して監理技術者又は主任技術者の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知し、甲の確認を受けなければならない。
- 2 乙は、施工期間中、第1項に基づき通知した監理技術者又は主任技術者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
 - 3 甲は、第1項の規定により通知がなされた監理技術者又は主任技術者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、監理技術者又は主任技術者の変更に関し協議を行う。

（施工計画書等）

- 第34条** 乙は、本件工事着工予定日の前日までに、本契約、要求水準書、事業者提案及び設計図書に従って、全体工事工程表を作成して甲に提出し、確認を受けなければならない。
- 2 乙は、本件工事対象施設のの着工予定日の10日前までに、本契約、要求水準書、事業者提案及び設計図書に従って、施工計画書（工事工程表及び施工要領書を含む。）その他甲の指定する書類を作成して甲に提出し、確認を受けなければならない。
 - 3 乙は、仮設工事を行う場合、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、仮設計画書を作成し、仮設工事開始までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
 - 4 乙は、別途甲と協議により定める期限までに月間工程表を作成し、甲に対して提出するものとする。
 - 5 前3項の書面の提出後に当該書面の修正が必要となった場合、乙は、適宜当該書面の修正を行い、修正内容を甲に報告し、甲の確認を受ける。

（施工期間中の保険）

- 第35条** 乙は、施工期間中、別紙7の第1に定める保険に加入し又は建設協力企業をして

加入させ、保険料を負担し又は建設協力企業をして負担させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は建設協力企業をして保険契約を締結させたときは、その保険証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。

(本件解体工事の実施)

第36条 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書、全体工事工程表及び施工計画書に従って、本件解体工事を遂行させる。

- 2 乙は、各本件解体工事対象施設の解体工事に着手しようとするときは、本件解体工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。
- 3 本件解体工事対象施設の現況が入札説明書等で示されたものと著しく異なるときは、第24条第6項及び第7項の規定に従う。

(本件新設工事の実施)

第37条 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書、全体工事工程表及び施工計画書に従って、本件新設工事を遂行させる。

- 2 仮設工事、施工方法その他本件新設工事対象施設を安全に工期内に完成するために必要な一切の手段については、本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書及び施工計画書に定めがあるものについてはこれに従い、定めのないものについては乙が自己の責任において行い、その費用を負担する。
- 3 乙は、各本件新設工事対象施設の建設工事に着手しようとする場合には、本件新設工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。

(本件改修工事の実施)

第38条 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書、全体工事工程表及び施工計画書に従って、本件改修工事対象施設の建設工事を遂行させる。

- 2 仮設工事、施工方法その他本件改修工事対象施設を安全に工期内に完成するために必要な一切の手段については、本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書及び施工計画書に定めがあるものについてはこれに従い、定めのないものについては乙が自己の責任において行い、その費用を負担する。
- 3 乙は、各本件改修工事対象施設の建設工事に着手しようとする場合には、本件改修工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。
- 4 本件改修工事対象施設の現況が入札説明書等で示されたものと著しく異なるときは、第24条第6項及び第7項の規定に従う。

(工事記録の整備等)

第39条 乙は、建設協力企業をして、本件工事現場に常に工事記録を整備させなければな

らない。

- 2 乙は、本件工事に必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用で調達しなければならない。

(甲の説明要求等)

第40条 甲は、本件工事が本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書（甲と乙の打ち合わせの結果を含む。以下同じ。）及び施工計画書に従い実施されていることを確認するために、本件工場の状況及び品質管理について、乙に事前に通知したうえで、乙又は建設協力企業に対して説明を求め、確認することができる。この場合において、本件工場の現場において実施状況を確認するときは、乙及び建設協力企業が立ち会うものとする。

- 2 乙は、前項に規定する説明及び確認の実施について、甲に対して可能な限りの協力を行うとともに、建設協力企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、本件工場の状況及び品質管理が本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書若しくは施工計画書に従っていない、又は本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書若しくは施工計画書に規定する水準又は使用を満たさないと甲が判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 4 甲は乙から施工体制台帳（建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

(中間確認)

第41条 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、設計図書及び施工計画書に従い建設されていることを確認するために、施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して確認することができる。

- 2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、第1項の中間確認の結果、本件工場の状況が本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書若しくは施工計画書に従っていない、又は本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書若しくは施工計画書に規定する水準又は使用を満たさないと判断した場合、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

(部分使用)

第42条 甲は、第52条及び第53条の規定による引渡し前においても、本件工事対象施設の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により本件工事対象施設の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、当該損害を負担しなければならない。

(医療機器・医療情報システム・備品の搬入)

第43条 甲が所有又は別途発注する医療機器、医療情報システム又は備品の搬入作業が乙の病院施設整備業務に密接に関連する場合において必要がある場合、乙は、スケジュールの調整を行うなど甲による医療機器、医療情報システム又は備品の搬入に協力する。

- 2 前項の場合、乙が甲に協力する際に要する費用は、乙の負担とする。

(乙による本件対象施設の竣工検査)

第44条 乙は、本件工事対象施設が竣工した後速やかに、自己の責任及び費用負担において、本件工事対象施設の竣工検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する竣工検査への立会いを求めることができる。
- 3 乙は、竣工検査に対する甲の立会いの実施の有無を問わず、甲に対して、竣工検査の結果に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えたもの（以下「建設業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

(甲による本件工事対象施設の竣工確認)

第45条 甲は、前条第3項に規定する建設業務完了報告書を受領してから14日以内に、本件工事対象施設の竣工確認を行う。乙は、甲の竣工確認に際して、現場説明、施工記録等の資料提供等により、甲に協力しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、本件工事対象施設を最小限度破壊して確認することができる。

- 2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、第1項に定める竣工確認により本件工事対象施設が、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計図書どおりに建設されていると認めるときは、本件工事完了の承諾を行わなければならない。
- 4 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計図書どおりに建設されていないと認めるときは、不備、不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて乙に対しその修補を求めることができる。
- 5 乙は、前項の規定により甲から修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後あらためて甲の確認及び承諾を得なければならない。この場合には、本条第1項に掲げる期限の定めは適用せず、甲及び乙は速やかに手続を行わなければならない。
- 6 前項に規定する修補の結果、本件工事対象施設の引渡しが本件工事対象施設の引渡予

定日より遅延した場合は、第 54 条第 4 項の規定を適用する。

(甲による本件工事対象施設の竣工確認通知)

第46条 甲は、前条第 3 項に規定する本件工事の完了の承諾を行った後、本件工事対象施設の引渡予定日までに乙に対し竣工確認通知を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する竣工確認通知を行ったことを理由として、建設業務及び運営業務等の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する運営業務等が要求水準を満たさなかった場合において、甲が前項に規定する竣工確認通知を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

(工期の変更)

第47条 甲が乙に対し工期の変更を請求した場合、甲と乙は協議により当該変更の可否を定めるものとする。

- 2 不可抗力若しくは法令変更又は乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として乙が工期の変更を請求したときは、甲と乙は協議により当該変更の可否を定めるものとする。
- 3 前 2 項において、甲と乙の間において合理的な期間内に協議が整わない場合、甲が合理的な工期を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(工事の中止)

第48条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、本件工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により本件工事を一時中止させた場合であって、必要があると認めるときは工期を変更することができる。

(工期の変更に伴う費用負担等)

第49条 前 2 条に基づき工期が変更された場合で、乙に損害が生じる場合、かかる損害の負担については次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由による場合は、すべて乙が負担する。
- (3) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙 15 又は別紙 16 の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(第三者に発生した損害等)

第50条 本件工事について第三者に損害（本件工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動等の理由により第三者に損害を発生させた場合を含み、第 35 条の規定により付され

た保険により填補された部分を除く。)を発生させた場合には、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 第 20 条又は第 21 条の設計変更に起因して第三者に損害を与えた場合、甲がその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

(不可抗力による損害)

第51条 乙が本件工事対象施設の引渡しを行う前に、不可抗力により、本件工事対象施設(建設中の出来形を含む。)に損害が生じた場合、乙は、当該事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた場合、甲は直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を乙に通知する。
- 3 第 1 項に規定する損害(乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)については、別紙 16 の負担割合に従い合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(本件新設工事対象施設の引渡手続)

第52条 乙は、甲から本件新設工事対象施設の竣工確認通知を受領したときは、本件工事対象施設の引渡予定日(ただし、甲の本件工事対象施設の竣工確認通知が当初の引渡予定日より遅延した場合は竣工確認後速やか)に、別紙 8 に記載する竣工図書とともに、本件新設工事対象施設の所有権を甲に移転するものとする。乙は、本件新設工事対象施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転するものとする。

- 2 乙は、甲が本件工事対象施設の所有権の保存登記を行う場合には、これに協力する。

(本件改修工事対象施設の引渡手続)

第53条 乙は、甲から本件改修工事対象施設の竣工確認通知を受領したときは、本件工事対象施設の引渡予定日(ただし、甲の本件工事対象施設の竣工確認通知が当初の引渡予定日より遅延した場合は竣工確認後速やか)に、別紙 8 に記載する竣工図書とともに、各本件改修工事対象施設の占有権を甲に移転するものとする。なお、本件工事期間中に当該建物に附合した動産の所有権に関しては、当該附合時において乙から甲に所有権が移転するものとする。

(引渡し等の遅延)

第54条 乙は、本件工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合には、本件工事対象施設の引渡予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。ただし、第45条第5項による修補を行うため遅延が見込まれる場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項に規定する対応計画において、本件工事対象施設の可及的速やかな引渡しに向けての対策及び想定される運営期間の開始までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 甲の責めに帰すべき事由、又は甲が本事業の入札手続において提供した本件土地、本件工事対象施設に関する資料において明示されていない本件土地又は本件工事対象施設の瑕疵に起因して、本件工事対象施設の引渡しが遅延する場合、甲は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。
- 4 乙の責めに帰すべき事由によって、本件工事対象施設の引渡しが遅延する場合、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、本件工事対象施設の引渡予定日から実際に本件工事対象施設の引渡しを受けた日までの日数に応じ、施設整備業務費（支払利息相当額を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む金●円。）に年5%の割合で計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、甲は、当該違約金を超える損害があるときは、その損害額を乙に請求することができる。
- 5 法令変更又は不可抗力によって、本件工事対象施設の引渡しが遅延する場合は、第12章又は第13章の規定による。

(瑕疵担保)

第55条 甲は、本件工事対象施設（本件工事改修施設については、乙による本件改修工事部分に限る。以下本条において同じ。）に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第52条及び第53条の規定による引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 甲は、本件工事対象施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が当該瑕疵のあることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 甲は、本件工事対象施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなけ

ればならない。

- 5 乙は、本条の乙の債務を保証する保証書を建設協力企業から徴求し、本件工事対象施設の引渡しのとしまでに甲に差し入れる。保証書の様式は、別紙9に定める様式による。

第5章 運營業務

第1節 運營業務開始前準備及び運營業務実施体制の整備

(運營業務の総括責任者等の通知等)

- 第56条** 乙は、本件工事対象施設引渡予定日までに、要求水準書に従い、各運營業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、本件工事対象施設引渡予定日から運營業務等終了日まで、各運營業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
- 3 乙は、第1項に基づき通知した総括責任者及び業務担当者を変更できるものとする。かかる場合、当該変更後速やかに、当該変更に係る総括責任者又は業務担当者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた総括責任者及び業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、総括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(運營業務開始準備)

- 第57条** 乙は、運營業務開始予定日から確実に運營業務を開始できるよう、運營業務開始予定日までに、自己の責任及び費用において、必要な運營業務を開始するための準備を行わなければならない。

(移転作業に係る特則)

- 第58条** 現病院施設から本件病院施設への移転作業及び移転スケジュールの作成は、甲が行う。
- 2 乙は、甲の行う前項の移転作業及び移転スケジュールの作成に合理的な範囲で協力しなければならない。

(習熟訓練)

- 第59条** 甲及び乙は、自己の職員に対し、それぞれ本件病院施設の運営又は運營業務を

開始するにあたって必要な習熟訓練を行う。

- 2 甲及び乙は、前項に基づき相手方が行う習熟訓練にそれぞれ合理的な範囲で協力しなければならない。

(運営前リハーサル)

第60条 甲は、本件工事対象施設の引渡日から運營業務開始日の前日までの間、適宜リハーサルを行う。

- 2 乙は、相手方が行うリハーサルに合理的な範囲で協力しなければならない。

(運營業務実施体制の確認)

第61条 乙は、本件病院施設の運營業務の全部又は一部を運営協力企業その他第三者に委託する場合は、別途甲との協議により定める日までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、各運營業務を実施する運営協力企業を決定し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、別途甲との協議により定める日までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、運営協力企業等一覧を策定して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。甲は、運営協力企業等一覧が本契約、要求水準書、入札説明書等又は事業者提案と一致していない場合、乙に対しその修正を求めることができる。
- 3 運営協力企業等の構成に変動があった場合、乙は、当該変動を反映した新たな運営協力企業等一覧を、当該変動後速やかに、甲に対して提出するものとする。

(事業計画書の提出)

第62条 乙は、甲との間に別段の合意のある場合を除き、運營業務開始予定日の属する事業年度の前年度の9月末前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、本件病院施設の設計及び建設の結果を踏まえ、甲が合理的に満足する様式及び内容の事業計画書を策定し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、事業計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて事業計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 乙が事業計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(本件病院施設完成後の保険)

第63条 乙は、運営期間開始日から運営期間終了日まで、自己の責任及び費用において、別紙7に定める保険に加入し、又は運営等協力企業等をして加入させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は運営等協力企業等をして保険契約を締結させたときは、保険契約締結後速やかにその保険証券の写しを甲に提出しなけ

ればならない。

(本件病院施設の運営開始日の遅延)

- 第64条** 乙は、運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する対応計画において、運営業務の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される運営業務開始日までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 甲の責めに帰すべき事由に起因して運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延する場合、甲は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。
- 4 乙の責めに帰すべき事由に起因して運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延する場合、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、運営業務開始予定日から実際の運営業務開始日までの日数に応じ、契約金額から別紙1の内訳金額のうち運営期間開始予定日以前に実施される統括マネジメント業務費相当額、施設整備業務費相当額及び本事業の業務範囲となる計画修繕業務費相当額を除いた額の238分の12に相当する額（支払利息相当額を除き、消費税相当額を含む金●円。）の金額に年5%の割合で計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、甲は、当該違約金を超える損害があるときは、その損害額を乙に請求することができる。
- 5 法令変更又は不可抗力に起因して運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延する場合は、第12章又は第13章の規定による。
- 6 本件工事対象施設の引渡しが遅延したことにより、運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延した場合は、第54条第1項の規定に基づき提出された対応計画に記載された運営業務開始予定日より遅延した場合に本条を適用する。

第2節 運営業務の実施

(運営業務の実施)

第65条 乙は、運営期間において、本契約、要求水準書、事業者提案、事業計画書及び年度運営業務計画書に従い、要求水準を満たすよう、自らの責任及び費用負担において、自ら又は運営協力企業等をして、次の各号に掲げる業務を実施し又は実施せしめる。ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものは、この限りでない。

- (1) 診療技術支援業務
 - ア 食事の提供業務
 - イ 医療機器の管理・保守点検業務
 - ウ 医療補助業務

- (2) 物品管理関連業務
 - ア 物品管理業務（ベッドステーション業務を含む。）
 - イ 滅菌消毒業務
 - ウ 洗濯業務
- (3) 情報管理関連業務
 - ア 診療情報管理業務
 - イ 医療事務業務（電話交換業務を含む。）
- (4) 施設維持管理業務
 - ア 清掃業務（植栽管理業務を含む。）
 - イ 施設メンテナンス業務（駐車場管理業務及び医療用ガスの供給設備保守点検業務を含む。）
 - ウ 警備業務
- (5) 利便施設運営業務

（第三者に対する委託）

第66条 乙は、本件病院施設等の運営業務の全部又は一部を第 61 条に基づき甲が確認した運営協力企業に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 乙は、別紙 10 に定める手続に従い、自己の裁量と責任において、第 61 条に基づき甲が確認した運営協力企業を随時変更することができる。
- 3 本件病院施設の運営業務実施に関する運営協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、運営協力企業その他運営業務の実施に関して乙又は運営協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

（業務仕様書等の作成）

第67条 乙は、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、運営業務開始予定日の属する事業年度の前年度の 9 月末までに、各運営業務につき、要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要かつ適切な甲が合理的に満足する形式及び内容の業務仕様書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項により提出された業務仕様書が、本契約、要求水準書、入札説明書等又は事業者提案と一致していない場合その他合理的な必要がある場合にのみ、乙に対しその修正を求めることができる。
- 3 甲及び乙は、業務仕様書の作成にあたって協議することができる。かかる協議を行った場合、乙は、その協議の結果に従って業務仕様書を作成しなければならない。
- 4 乙は、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び業務仕様書に従い、運営業務開始予定日の属する事業年度の前年度の 9 月末までに、各運営業務につき、同項の

業務仕様書の内容を具体化し、要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要かつ適切な、甲が合理的に満足する様式及び内容の業務マニュアルを作成し、甲に提出する。

- 5 甲は、前項により提出された業務マニュアルが、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は業務仕様書と一致していない場合その他合理的な必要がある場合にのみ、乙に対しその修正を求めることができる。

(年度運營業務等計画書の提出)

第68条 乙は、運営期間中（統括マネジメント業務については当該業務が行われている期間も含む。）、各事業年度に、要求水準書、事業者提案及び第62条の事業計画書に基づき、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度運營業務等計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前（ただし、運營業務開始予定日の属する事業年度については当該事業年度の前年度の9月末までとする。）までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 甲は、年度運營業務等計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度運營業務等計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 乙が年度運營業務等計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(運營業務等に係る日報・月報の提出)

第69条 乙は、運営期間中（統括マネジメント業務については当該業務が行われている期間も含む。）、運營業務等ごとに、本件病院施設の運營業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の運營業務等に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。

- 2 乙は、運営期間中、要求水準書に基づき、運營業務等ごとに毎月、当該月の翌月の10日（当日が閉庁の場合は、その直後の開庁日とする。）までに、前項の日報に基づき、本件病院施設の運營業務等の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の運營業務等に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

(運營業務等に係る四半期報告書の提出)

第70条 乙は、運営期間中（統括マネジメント業務については当該業務が行われている期間も含む。）、要求水準書に基づき、毎四半期終了後10日以内に、運營業務等の月報をまとめた甲が合理的に満足する様式及び内容の四半期報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(運營業務等に係る年度報告書の提出)

第71条 乙は、運営期間中（統括マネジメント業務については当該業務が行われている期間も含む。）、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後速やかに、第96条に規定する年度運営業務等計画書に対応するものとして、甲が合理的に満足する様式及び内容の運営業務等に係る年度報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（運営期間中におけるその他書類の提出）

第72条 乙は、運営期間中（統括マネジメント業務については当該業務が行われている期間も含む。）、毎四半期終了後1月以内に、運営業務等及び財務に関する事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の四半期ごとの報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、甲が行う決算に関して甲に協力するものとし、甲の求めに応じて決算に必要な資料を甲の定める合理的な期日までに提出するものとする。

（場所の貸与）

第73条 本契約に別段の定めのある場合を除き、運営業務等（ただし利便施設運営業務は除く。以下、本条において同じ。）の実施に伴い必要となる場所は、運営期間中、甲が乙に無償で貸与する。

2 乙は、前項の規定に従い甲から貸与を受けた場所を、甲の事前の書面による承諾を得て、運営等協力企業等に使用させることができる。

3 乙は、第1項に基づき甲から貸与を受けた場所を、善良なる管理者の注意をもって使用し、適切に管理しなければならない。前項の規定に基づき使用する運営等協力企業等についても同様とする。

4 乙（第2項の規定により使用する運営等協力企業等を含む。）の責めに帰すべき事由により甲から貸与を受けた場所を滅失又はき損した場合は、乙の費用負担でこれを原状回復しなければならない。

（情報管理関連業務に係る特則）

第74条 乙は、自己の責任及び費用において、情報管理関連業務その他運営業務等を実施するために必要な情報システムを構築及び調達し、甲が構築及び調達する医療情報システムに接続することができる。

2 前項の場合において、乙は、情報システムを医療情報システムに接続する前に、甲に情報システムの詳細を説明し、接続に関する承諾を得なければならない。

3 乙は、第1項に基づき自ら構築及び調達した情報システムの瑕疵（医療情報システムとのインターフェースの調整を含む。）により甲に損害を与えた場合、甲に対し当該損害を賠償しなければならない。

(利便施設運営業務に係る特則)

- 第75条** 乙は、利便施設運営業務を独立採算で実施し、利用者から料金を徴収し、自らの収入として収受することができる。
- 2 乙が利便施設運営業務の実施に必要な場所及び施設設備は、要求水準書に従い、甲が有償にてその使用を許可する。
 - 3 使用許可の条件、利便施設の利用料金の設定及び見直しの方法、利便施設運営業務の終了事由その他乙が利便施設運営業務を実施するにあたって必要な事項は、本契約に定めのあるものを除き、要求水準書及び事業者提案に従い、運営業務開始予定日までに、甲と乙との間で協議のうえ、定めるものとする。
 - 4 乙は、利便施設運営業務については、乙が行う他の業務の会計とは分離された会計としなければならない。

(施設維持管理業務における計画修繕に係る特則)

- 第76条** 乙は、第 52 条及び第 53 条の竣工図書の一部として提出された中長期修繕計画を変更するときは、当該変更計画開始事業年度の前年度の 9 月までに甲に提出しなければならない。
- 2 甲及び乙は、第 52 条若しくは第 53 条又は前項に基づき提出された中長期修繕計画に従い、計画修繕の実施を予定する事業年度の前年度の 9 月末までに、協議のうえ、計画修繕の実施又は不実施を決定するものとする。
 - 3 前項に規定する協議が整わなかった場合、乙は、甲が提示する案に従うものとする。
 - 4 前 2 項の結果、計画修繕の実施が決定された場合、乙は、建設協力企業をして、計画修繕を実施させるものとする。計画修繕の実施にあたっては、第 3 章及び第 4 章の規定を適宜適切な形に読み替えて適用する。
 - 5 甲の責めに帰すべき事由による場合、要求水準書の変更による場合又は法令変更若しくは不可抗力による場合を除き、甲は、計画修繕実施時期の変更、計画修繕実施回数の増加、計画修繕に係る費用の増加に関して、一切の責任及び費用を負担しないものとする。

(臨機の措置)

- 第77条** 乙は、運営業務等の履行にあたり、事故が発生した場合又は事故が発生するおそれのある場合には、甲の指示を受け、又は甲と乙が協議して、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、乙の判断により臨機の措置をとらなければならない。
- 2 乙は、前項ただし書に基づき臨機の措置をした場合には、速やかにその内容を甲に報告しなければならない。
 - 3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認められる場合には、乙に対して臨機

の措置をとることを請求することができる。

- 4 甲は、回復不可能な損害が発生し、運營業務等に著しい支障が生じる現実かつ客観的なおそれがあると合理的に認めるときは、乙に運營業務等の全部又は一部の停止を命じたうえで、当該業務を甲が直接実施することができる。この場合において、乙は、甲による運營業務等の実施に協力する。
- 5 乙が第1項、第3項又は前項の措置を取った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による運營業務等に係るサービス対価の範囲に属するものと合理的に判断される部分は、乙が負担するものとし、運營業務等に係るサービス対価の範囲に含めることが適当でないと認められる部分については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由により臨機の措置が必要となった場合は、すべて乙が負担する。
 - (2) 法令変更又は不可抗力により臨機の措置が必要となった場合は、別紙 15 又は別紙 16 の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。
 - (3) 前2号に該当しない事由により臨機の措置が必要となった場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。

(甲又は乙に発生した損害等)

第78条 本契約に別段の定めがある場合を除き、運營業務等について、甲又は乙に増加費用又は損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用及び損害を甲が負担する。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用及び損害を乙が負担する。
- (3) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙 15 又は別紙 16 の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(第三者に発生した損害等)

第79条 乙は、運営期間中、運營業務等の実施により、第三者に損害を発生させた場合(本件病院施設等の運營業務等に伴い通常避けることのできない騒音、振動等の理由により第三者に損害を発生させた場合を含む。)、自己の責任及び費用において、当該第三者に対し、かかる損害(第63条に基づき乙が加入した保険により填補されるものを除く。)の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 甲は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

第6章 モニタリングの実施

(モニタリング実施計画書の策定)

第80条 甲は、乙と協議のうえ、本契約のうち別紙11のモニタリング基本計画書、要求水準書、事業者提案及び業務仕様書に従い、運營業務開始予定日の4月前までにモニタリング実施計画書を策定する。

(運營業務等のモニタリングの実施)

第81条 甲は、自らの責任及び費用において、統括マネジメント業務及び運營業務については運営期間中、要求水準書に規定する水準の業務が提供されているかどうかを確認するために、モニタリングを実施する。

2 モニタリングの項目、方法及び評価の方法並びに乙の運營業務等の不履行に対するサービス対価の減額等の手続については、別紙12として添付するサービス対価の算定及び支払方法並びに前条に基づき策定するモニタリング実施計画書による。

3 甲は、第1項に規定するモニタリングの実施を理由として、本件事業実施の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

第7章 サービスの対価

(サービス対価の支払)

第82条 甲は、乙に対し、別紙12に記載する方法、金額及びスケジュールに従い、サービス対価を支払うものとする。

(サービス対価の改定)

第83条 甲及び乙は、施設整備業務費相当額について、以下の事態に該当すると判断した場合、その旨及び改定後の費用の見込み額を記載した書面を通知することにより、改定に関する協議を求めることができる。

ア 特別な要因により施工期間中に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備業務費相当額が不相当となったとき。

イ 予期することのできない特別な事情により、施工期間中に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備業務費相当額が著しく不相当となったとき。

2 前項に基づく通知を受領した後、甲及び乙は、速やかに改定の可否等に関する協議を行い、対応について決定する。

3 前項の協議が整わない場合、甲は、改定の可否及び改定を認める場合には合理的と判断する改定額並びに改定時期をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面を乙に

通知し、乙は当該通知の内容に従うものとする。

- 4 甲及び乙は、別紙 12 の規定に従い、物価変動等、需要変動又は税制度の変更に伴うサービス対価の改定を行う。
- 5 甲及び乙は、統括マネジメント業務費相当額及び運營業務費相当額について、直近の改定時のサービス対価及び類似の内容の業務における委託費の市場実勢価格の推移、新製品の導入、本件病院における診療科目の変更、患者及び疾病動向の大幅な変化等、諸般の事情を勘案して、運營業務開始日が属する年度、及び運營業務開始日が属する年度から 5 事業年度ごとに 1 度、改定のための協議を行う。
- 6 前項の協議が整わない場合、甲は、改定の可否及び改定を認める場合には合理的と判断する改定額並びに改定時期をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面を乙に通知し、乙は当該通知の内容に従うものとする。
- 7 甲及び乙は、医療保険制度の改正によりサービス対価の改定を行うことが合理的と判断する場合、相手方にその理由及び改定見込み額を記載した書面を通知することにより、サービス対価の改定に関する協議を求めることができる。
- 8 前項に基づく通知を受領した後、甲及び乙は、速やかにサービス対価の改定の可否等に関する協議を行い、対応について決定する。
- 9 前項の協議が整わない場合、甲は、改定の可否及び改定を認める場合には合理的と判断する改定額並びに改定時期をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面を乙に通知し、乙は当該通知の内容に従うものとする。

(サービス対価の減額)

第84条 甲は、運營業務等について、第 81 条に基づきモニタリングを実施し、要求水準書に規定する要求水準を満たしていない事項が存在すると判断した場合、別紙 12 及びモニタリング実施計画書に従い、改善勧告、サービス対価の減額、本契約の解除等を行うことができる。

- 2 前項による改善勧告、サービス対価の減額等は、乙の債務不履行による甲の損害賠償請求を妨げるものではない。また、前項のサービス対価の減額は業務の不履行による減額であり、損害賠償の予約を定めてこれをサービス対価から減額するものと解してはならない。
- 3 第 103 条若しくは第 106 条の規定又は甲の責めに帰すべき事由により乙が運營業務等の全部又は一部の履行を免れた場合、乙が履行を免れたことにより不要となった費用に相当する金額をサービス対価から減額するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により乙が運營業務等の全部又は一部の履行ができなかったことによる乙の損害賠償の請求を妨げない。

(サービス対価の返還)

- 第85条** 甲は、業務報告書その他甲が乙の業務実績の確認の基礎とした資料等に虚偽の記載があることが判明した場合、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービス対価から当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価相当額に第101条第1項に定める利率で計算した額の損害金を加えた額を減額することができる。
- 2 前項の場合において、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービス対価が当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価及び前項の損害金の合計額に不足するときは、乙は、甲に対して、当該不足額を返還しなければならない。

第8章 業務等に関する変更等

(要求水準書の変更)

- 第86条** 甲は、別紙13に定める手続に従い、要求水準書の内容を変更することができる。
- 2 甲は、前項に規定する要求水準書の変更(乙の責めに帰すべき事由による変更を除く。)により、増加費用が発生する場合には、別紙13の規定に従い、合理的な範囲で当該増加費用を負担し、費用が減少する場合には当該費用相当額をサービス対価から減額する。ただし、法令変更又は不可抗力を原因として要求水準書を変更する場合の費用負担は、別紙15及び別紙16の規定に従う。

(業務仕様書等の変更)

- 第87条** 乙は、業務仕様書及び業務マニュアルを変更することが必要と判断するときは、要求水準書を満たす限りにおいて、別紙14に定める手続に従い、随時業務仕様書及び業務マニュアルを変更することができる。
- 2 前項に規定する業務仕様書及び業務マニュアルの変更(甲の責めに帰すべき事由による変更及び前条に基づく要求水準書の変更に伴う変更を除く。)により、増加費用が発生する場合には、当該増加費用は別紙14に別段の定めのある場合を除き、乙負担とする。

第9章 表明及び保証等

(事実の表明及び保証)

- 第88条** 乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
- (1) 乙が、会社法(平成17年法律第86号)に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること
 - (2) 乙の本店所在地は●●内であること
 - (3) 乙は、本契約を締結し、また本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有し、本契約上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、乙に対し

て強制執行可能であること

- (4) 乙が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履踐していること
 - (5) 本契約が、乙の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと
 - (6) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用されるすべての法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、乙が当事者であり又は乙が拘束される契約その他の書面に違反せず、また乙に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと
 - (7) 乙の定款記載の目的が、本事業の遂行に限定されていること
 - (8) 乙の資本金が●円以上であること
 - (9) 乙が、破産手続又は民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立てをしておらず又は、第三者によるかかる手續の申立てもなされていないこと
 - (10) 乙が、支払不能、支払停止又は債務超過の状態になく、かつ、本事業を行うことによって支払不能又は債務超過の状態に陥るおそれがないこと
 - (11) 乙が、公租公課を滞納していないこと
 - (12) 債務不履行事由を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、乙の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと
 - (13) 乙による本事業の遂行に必要であって、本契約の締結に先立ち乙が取得し又は、届け出るべき許認可がある場合、当該許認可の一切が適法に取得され、届出が適法に完了し、法的手続が適法に履踐され、かつ、かかる許認可、手續が有効であり、また将来取り消されるおそれがないこと
 - (14) 乙の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な乙の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な乙の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、乙に対して係属しておらず、その見込みもないこと
 - (15) 本契約に関し、乙が甲に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在甲に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、甲の決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を乙が認知していないこと
 - (16) 乙の定款に会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めがあること
- 2 甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
- (1) 甲が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び内部規則上要求されて

いる授權その他一切の手續を履踐していること

- (2) 本契約は、適法、有効かつ拘束力ある甲の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な甲の義務が生じること
- (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、甲に対して適用されるすべての法令及び内部規則に違反せず、甲が当事者であり又は甲が拘束される契約その他の書面に違反せず、また甲に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと
- (4) 甲による本契約上の債務不履行を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、甲の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと
- (5) [●●議会]において、本契約を締結するために必要な債務負担行為の議決がなされたこと
- (6) 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟又は行政手続が、裁判所又は政府機関において提起又は開始されておらず、また、甲の知る限り、そのおそれもなし
- (7) 本契約に関し、甲が乙に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在乙に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を甲が認知していないこと
- (8) 本件土地の境界については、隣接する土地の所有者又は占有者との間において、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続又は紛争解決手続は一切存在せず、隣地の所有者又は占有者から、境界につき、何らのクレーム、異議、不服又は苦情の申入れはないこと。本件土地に対する隣接地及びその建物又は構造物による不法な侵害は存在しないこと

(乙による約束)

第89条 乙は、甲に対し、本契約締結後 10 日以内に、甲が合理的に満足する形式及び内容の次の各号に掲げる書面を提出することを約束する。なお、次の各号の書面の記載内容が変更された場合も同様とする。

- (1) 調印済みの株主間協定の原本証明付の写し
- (2) 許認可に関する以下の書類
 - ア 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結に先立ち乙が取得又は届出をすべき許認可がある場合、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持されていることを証する書面の写し
 - イ 本事業を遂行する協力企業及び協力企業の委託先の企業（再委託先も含む。）並びにこれらの使用人が本契約締結に先立ち取得又は届出をすべき許認可がある場

- 合、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持されていることを証する書面の写し
- (3) 乙に係る以下の書類
- ア 原本証明付きの定款の写し
 - イ 商業登記簿謄本
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 本契約締結に係る授權を証する原本証明付きの取締役会議事録等の写し
- (4) その他甲が別途合理的に定める書類
- 2 乙は、甲に対し、以下の書類を適宜提出することを約束する。なお、次の各号の書面の記載内容が変更された場合も同様とする。
- (1) 第5条の規定に従い、契約保証金を納付したこと（第5条に定めるいずれかの方法を取ったこと、又は第5条に従い履行保証保険を締結し、若しくは履行保証保険の保険金請求権に質権を設定したことを含む。）を証する書面
 - (2) 乙は、協力企業との間で契約を締結した場合は、当該契約締結後10日以内に、当該契約の写しを提出すること
 - (3) 本事業の資金調達のために融資団との間で融資契約を締結した場合は、当該契約締結後10日以内に融資契約を締結したことを証する書面を提出すること
 - (4) 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結後に乙が取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後10日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
 - (5) 本事業を遂行する協力企業及び協力企業の委託先の企業（再委託先も含む。）並びにこれらの使用人が本契約締結後に取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後10日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
 - (6) 本事業の進捗状況など、本事業又は乙に関する情報で、随時甲が合理的に要求する書類又は資料を提出すること
- 3 乙は、甲に対し、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。
- (1) 乙が、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること
 - (2) 乙の本店所在地は●●内であること
 - (3) 乙の資本の額が●円以上であること
 - (4) 乙が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、代表企業及び構成員が乙の全議決権を保有し、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大であること
 - (5) 乙の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること
 - (6) 乙の定款に会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めがあること

- (7) 乙の議決権株式は、会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式とすること
 - (8) 議決権株式を保有する株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該譲渡について甲の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認する取締役会決議を行わないこと
 - (9) 乙は、本契約を締結し履行する完全な能力を有し、本契約上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力のある義務であり、乙に対して強制執行可能であること
 - (10) 乙が本契約を締結しこれを履行することにつき、日本国の法令及び乙の定款、取締役会規則その他社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履践していること
 - (11) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用されるすべての法令に違反せず、乙が当事者であり若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令に違反しないこと
 - (12) 乙は、本契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を甲に対して提供すること
 - (13) 甲に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること
 - ア 債務不履行事由その他乙による本契約違反
 - イ 前条第1項に規定する表明及び保証に係る不実が判明したこと
 - ウ 乙と協力企業との間の契約違反又は協力企業とその委託先との間の重大な契約違反
 - エ 乙が当事者となっているその他の契約における乙の重大な契約違反
 - オ 来院者又は患者から病院、乙若しくは協力企業（委託先及び再委託先を含む。）又はこれらの職員に関し、要望、苦情等を受けたこと
 - カ 乙の商号、住所、代表者、役員、届出印鑑その他甲に届け出た事項についての変更
 - キ 乙に対する訴訟若しくは行政手続の提起若しくは係属、又はそのおそれのある事実
 - ク 協力企業等に対する国又は地方公共団体による業務停止又は指名停止の事実
 - ケ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更
 - コ その他乙又は本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす事実
 - サ 時の経過又は通知により、上記アないしウのいずれかに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生
 - (14) 本事業を遂行するために必要な許認可を取得又は完了し、本事業の期間中その効力を維持し、必要な場合には適宜これを変更又は更新すること
- 4 乙は、事業期間中、以下の各号に掲げる行為を行わないものとする。ただし、甲が別途書面により承諾した場合にはこの限りではない。
- (1) 本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、本契約上の地位及び本事業

について甲との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の方法により処分すること

- (2) 甲に対して有する債権について、これを第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分すること
- (3) 本件工事対象施設の出来形の全部又は一部の譲渡、担保権設定又は実行その他の方法により処分すること
- (4) 定款記載の目的の範囲外の行為を行うこと又は本事業以外の事業を遂行すること
- (5) 定款記載の目的の変更
- (6) 破産手続又は民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立て

(甲による約束)

第90条 甲は、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。

- (1) 甲が本契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、法令及び内部規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること
- (2) 本契約上の甲の債務を履行するために必要な一切の措置を講じること
- (3) 本契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を乙に対して提供すること
- (4) 本契約締結日現在乙に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼす可能性がある事実及び状況の存在を甲が認知した場合には、直ちに乙に通知すること
- (5) 本件土地の境界について、隣接する土地の所有者若しくは占有者との間における、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続若しくは紛争解決手続、隣地の所有者若しくは占有者からのクレーム、異議、不服若しくは苦情の申入れ又は、本件土地に対する隣接地及びその建物若しくは構造物による不法な侵害を認識した場合には、直ちに乙に通知すること
- (6) 乙が本件土地を本事業に使用するために必要な事務を行うこと
- (7) 乙に対し、下記のとおり書類を適宜提出し、報告を行うこと
 - ア 本事業に関し、甲が、保険会社等との間で各種保険契約を締結した場合は、当該保険契約書の原本を甲が受領後 10 日以内に当該保険契約書の写し（契約変更、更新、新たに契約を締結した場合も同様とする。）を提出すること
 - イ 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結後に甲が取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後 10 日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
- (8) 乙に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること
 - ア 債務不履行事由

- イ 第 88 条第 2 項に規定する表明及び保証に係る不実が判明したこと
- ウ その他甲による本契約違反
- エ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更
- オ 時の経過又は通知により、上記アないしウに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生

第 10 章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第91条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、運營業務等終了日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

(乙の債務不履行による契約解除)

第92条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 乙が本事業の実施を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき
 - (2) 乙が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算その他倒産法制上の手続について乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき
 - (3) 落札者のいずれかに、基本協定書第6条第8項に該当する事由が発生したとき
 - (4) 乙が、第69条ないし第71条の報告書及び第119条の計算書類等に重大な虚偽記載を行ったとき
 - (5) 乙が、正当な理由なく、設計業務又は本件工事着工予定日を過ぎても設計業務又は本件工事に着手せず、甲が、乙に対し、相当の期間を定めて催告しても、乙から当該遅延について甲の満足する説明が得られないとき
 - (6) 乙の責めに帰すべき事由により、本件工事対象施設の引渡予定日から30日が経過しても本件工事対象施設の引渡しが行われないとき、又は明らかに引渡しの見込みがないとき
 - (7) 乙の責めに帰すべき事由により、運營業務開始予定日から30日が経過しても運營業務が開始されないとき、又は明らかに開始の見込みがないとき
 - (8) 乙の責めに帰すべき事由により行政財産無償貸借契約が解除されたとき
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと甲が認めたとき
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が実施する運營業務等の水準が要求水準書に記載された要求水準を満たさない場合、モニタリング実施計画書の規定に従い、本契

約の全部又は一部を解除することができる。

(甲の債務不履行による契約解除)

第93条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、乙から催告を受けてから 60 日間当該遅滞が治癒しないとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により、本契約上の乙の義務の履行が不能となったとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により、甲が本契約上の甲の重大な義務（金銭債務を除く。）の不履行をし、乙から催促を受けてから 3 月間当該不履行が治癒しないとき

(甲の任意による契約解除)

第94条 甲は、本契約を継続する必要がなくなった場合又はその他甲が必要と認める場合には、6 月以上前に乙に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第95条 第 92 条（ただし、同条第 1 項第 3 号を除く。）の規定により本契約が解除された場合、乙は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 本件工事対象施設引渡終了日前に解除された場合
施設整備業務費相当額から本件工事対象施設の設計業務費相当額及び工事監理業務費相当額を控除した額の 10 分の 1 に相当する金額。
 - (2) 本件工事対象施設の引渡終了日後に解除された場合
●●に相当する額に 10 分の 1 を乗じた金額
- 2 甲は、前項の場合において、第 5 条の契約保証金をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 第 1 項の場合において、乙は、解除に起因して甲が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。
- 4 第 93 条又は第 94 条の規定により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、当該終了により被った合理的な損害の賠償を請求することができるものとする。

(本件工事対象施設の引渡日前の解除の効力)

第96条 甲は、本件工事対象施設の引渡日前に本契約が解除された場合においては、病院施設整備業務の設計業務のうち既に完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときの既履行部分、及び本件病院施設（ただし、既に

甲が乙から引渡しを受けているものを除く。)の出来形部分を確認のうえ、当該確認を受けた部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する施設整備業務費を一括又は分割により乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を事業者へ通知して、出来形部分を最小限度破壊して確認することができる。

- 2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項にかかわらず、本件工事対象施設の引渡前に本契約が解除された場合において、本件解体工事終了部分及び甲に引渡し済みの本件病院施設があるときは、甲は、当該履行済み分に相当する施設整備業務費の未払額を一括又は分割により乙に支払わなければならない。
- 4 乙は、本件工事対象施設の引渡日前に本契約が解除された場合において、本件土地に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（設計協力企業若しくは建設協力企業又は第15条若しくは第35条の規定により設計協力企業若しくは建設協力企業から病院施設整備業務の一部を委任され若しくは請け負った者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、本件土地を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本件土地の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、本件土地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(本件工事対象施設の引渡日後の解除の効力)

第97条 本件工事対象施設のすべての引渡終了日後に本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとする。

- 2 甲は、本契約が解除された日から10日以内に、本件病院施設の現況を確認するものとし、当該確認により、本件病院施設等に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、甲は、乙に対してその修補を求めることができる。この場合において、乙は、自らの費用で必要な修補を実施した後、速やかにその旨を甲に通知しなければならないこととし、甲は、当該通知の受領後10日以内に当該修補の完了の確認を行わなければならない。
- 3 乙は、甲又は甲の指定する者に対して、本件病院施設等の運営ができるよう運営業務等に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた運営業務等の業務仕様書、業務マニュアル、申し送り事項その他の資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。

- 4 乙は、別段の合意のある場合を除き、運營業務等の終了に際し、自らの費用で整備した備品、情報システム、什器等を撤去しなければならない。
- 5 乙は、第73条により甲から提供を受けていた場所を運營業務等開始前の原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた部分についてはこの限りではない。
- 6 乙は、運營業務等の終了に際し、甲の指示に従い、自己の保有する医療情報及び物品管理情報に係るデータを医療情報システムに移行しなければならない。
- 7 乙は、運營業務等の終了に際し、甲から貸与を受けた備品等がある場合には、当該備品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該備品等が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損した場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 本契約が解除され、第3項の規定に従い、甲又は甲の指定する者が運營業務等の引継ぎを受けた場合、甲は、施設整備業務費の支払残額を一括又は分割にて支払う。ただし、乙の責めに帰すべき事由により本件病院施設が損傷しており、全壊又は損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、甲の被る損害額が施設整備業務費の支払残額を上回る場合には、甲は、施設整備業務費の支払残額の支払期限が到来したものとみなして、かかる施設整備業務費の支払残額と当該損害額を相殺することにより、施設整備業務費の支払残額の支払義務を免れることができるものとし、なお、損害あるときは、甲はその賠償を乙に請求することができるものとする。
- 9 乙は、別段の合意のある場合を除き、本契約が解除された後、第3項の引継ぎが終了するまで、運營業務等を継続しなければならない。
- 10 本契約が解除され、第3項の引継ぎ終了後、乙は、運營業務等を終了し、運營業務等に係る費用相当分の未払い期間についての業務報告書を速やかに甲に提出し、その確認を受けるものとする。甲は、モニタリング実施計画書に従いモニタリングを行い、必要な場合は運營業務等に係る費用相当分の減額を行ったうえで、乙の請求に基づき、未払い部分の運營業務等に係る費用相当分を支払うものとする。
- 11 本契約解除後、乙に運營業務等に係る費用が生じた場合は、実際の運營業務等が実施された期間に応じた日割り額を別紙12に規定された支払のスケジュールに従って乙に支払うものとする。
- 12 運營業務の一部が解除された場合、「運營業務等」を「当該運營業務」と読み替えて、第4項ないし第7項、第9項ないし前項を適用する。

(期間満了による契約の終了)

第98条 乙は、本契約が期間満了により終了する場合は、第91条に規定する契約期間終了予定日の14日前までに、本件病院施設等の現況を検査し、その結果を甲に報告する。この場合において、本件病院施設等に乙の責めに帰すべき事由による損傷が認められた

- ときは、甲は、乙に対し、その修補を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定により甲から修補を求められたときは、必要な修補を実施した後速やかに、甲に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。甲は、前項の通知を受領後 10 日以内に修補の完了の検査を行わなければならない。
 - 3 乙は、甲又は甲の指定する者に対して、本件病院施設等の運営ができるよう運営業務等に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた運営業務等の業務仕様書、業務マニュアル、申し送り事項その他の資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。
 - 4 乙は、別段の合意のある場合を除き、運営業務等の終了に際し、自らの費用で整備した備品、情報システム、什器等を撤去しなければならない。
 - 5 乙は、第 73 条により甲から提供を受けていた場所を運営業務等開始前の原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた部分についてはこの限りではない。
 - 6 乙は、運営業務等の終了に際し、甲の指示に従い、自己の保有する医療情報及び物品管理情報に係るデータを医療情報システムに移行しなければならない。
 - 7 乙は、運営業務等の終了に際し、甲から貸与を受けた備品等がある場合には、当該備品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該備品等が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損した場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に変えてその損害を賠償しなければならない。
 - 8 乙は、本契約終了日までに前 7 項の業務をすべて終了したうえで、最終支払対象期間に係る報告書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

(保全義務)

第99条 乙は、契約解除の通知の日から第 96 条の規定による合格部分の引渡し又は第 125 条の規定による運営業務等引継ぎ完了の時まで、本件病院施設等の出来形部分又は本件病院施設等について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第100条 乙は、第 96 条の規定による合格部分の引渡し又は第 97 条の規定による運営業務等引継ぎ完了と同時に、設計図書等本件病院施設等の施工に係る書類その他本件病院施設の設計、施工及び運営等に必要一切の書類（以下「設計図書等」という。）を甲に引き渡さなければならない。

- 2 甲は、本契約に従い引渡しを受けた設計図書等を本件病院施設等の運営のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができる。乙は、甲による設計図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者

人格権を侵害しないよう必要な措置をとらなければならない。

第 11 章 損害賠償等

(遅延利息)

第101条 甲又は乙が本契約に基づいて履行すべきサービスの対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該遅延した金額につき、履行すべき日（以下、本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、甲については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、乙については、国の債権に関する遅延利息の率（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が、100 円未満であるときは、甲及び乙は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第102条 前条に定める場合のほか、甲が本契約上の義務に違反した場合、乙は、甲に対し、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、乙が本契約上の義務に違反した場合は、甲は乙に対し当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

第 12 章 法令変更

(通知等)

第103条 甲又は乙は、法令の変更又は新設（以下「法令変更等」という。）により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該法令変更等が発生した日以降、当該法令変更等により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該法令変更等により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び増加費用の負担等)

第104条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更等に対応するため速やかに本件病院施設の設計・施工（改修及び解体を含む。）、本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、当該法令変更等の公布日から 120 日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該法令変更等に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における増加費用の負担は、別紙 15 に定める負担割合によるものとする。

3 法令変更等により乙が運營業務等の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。

4 甲又は乙は、前 3 項の場合において、サービス対価の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、相手方当事者に対してサービス対価の減額等について協議を行うことを求めることができる。

5 法令変更等に起因して、本件工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、本件工事対象施設の引渡予定日を変更することができる。

（法令変更等による契約の終了）

第105条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更等により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第 96 条ないし第 97 条の規定に従う。

3 第 1 項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した増加費用の甲と乙の負担割合は、別紙 15 のとおりとする。

第 13 章 不可抗力

（通知の付与）

第106条 甲又は乙は、不可抗力により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び損害額の負担等)

- 第107条** 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに本件病院施設の設計・施工（改修及び解体を含む。）、本契約又は要求水準書の変更及び損害額の負担等について協議しなければならない。
- 2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から 60 日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における損害の負担割合は、別紙 16 の定めによるものとする。
 - 3 不可抗力により乙が運營業務等の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。
 - 4 不可抗力に起因して、本件工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、本件工事対象施設の引渡予定日を変更することができる。

(不可抗力への対応)

- 第108条** 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は本件病院施設に重大な損害が発生した場合、乙は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書で求める範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

- 第109条** 第 107 条の規定にかかわらず、不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。
- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第 96 条ないし第 97 条の規定に従う。
 - 3 第 1 項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した損害の甲と乙の負担割合は、別紙 16 のとおりとする。

第 14 章 協議会等の設置

(経営に関する会議等)

- 第110条** 甲及び乙は、本事業の実施及び本件病院の経営改善等に関する重要な方針等について協議するため、経営に関する会議を設置する。
- 2 甲及び乙は、本事業の実施及び本件病院の経営改善等に関する情報交換等を行うため、実務者による会議を設置する。
 - 3 前 2 項に定める会議の構成及び開催方法等については、甲と乙が協議して別に定める。

- 4 甲及び乙は、別紙 11 に基づき定期モニタリングにおける評価の事実認定及び確定行為をするため、定期モニタリング委員会を設置する。
- 5 甲は、別紙 11 に基づき前項の定期モニタリング委員会における評価の確認及びサービス対価の減額を決定するため、事業評価委員会を設置する。
- 6 乙は、甲が要求したときは、第 1 項及び第 2 項の会議並びに前 2 項の委員会の開催に必要な資料の作成等を行う。
- 7 乙は、甲が本件病院の機関として設置している各種委員会への出席又は資料提供を求められたときは、これらの求めに応じなければならない。

(係争調整会議)

- 第111条** 甲及び乙は、本事業を円滑に遂行し、本事業に関する甲と乙の間の紛争を予防し、解決することを目的として、本契約締結後速やかに係争調整会議を設置する。
- 2 係争調整会議においては、本事業に関する疑義及び異議の解決、本契約に関する解釈並びに本契約に定めのない事項の決定その他本事業に関する必要な一切の協議を行う。
 - 3 係争調整会議は、甲の関係所属長、乙の役職員並びに甲及び乙が必要に応じ随時その協議により構成員と定める本事業の関係者により構成される。係争調整会議は、必要に応じ、構成員以外の者に対して出席及び意見を求めることができる。
 - 4 係争調整会議の構成、議事録の作成等に関する事項は、甲と乙との協議により別途定める。

第 15 章 著作権等

(著作権等の帰属)

- 第112条** 甲が、本事業の入札手続において又は本契約に基づき、乙又は落札者に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、甲に帰属する。

(著作権の譲渡等)

- 第113条** 甲は、成果物について甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。
- 2 成果物のうち著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
 - 3 乙は、甲が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（甲を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件病院施設等の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件病院施設等の完成、補修等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 本件病院施設等に乙の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第114条 乙は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第115条 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを甲に対して保証する。

- 2 乙が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は乙が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。ただし、乙の当該侵害が、甲の指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

(工業所有権)

第116条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

第 16 章 その他

(公租公課の負担)

第117条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とする。

(金融機関との協議)

第118条 甲は、本事業の継続性を確保するため、乙に対し資金提供を行う金融機関等と協議し、直接協定を締結することができる。

(計算書類等の提出)

第119条 乙は、本契約締結後事業期間終了まで、各事業年度の終了の日から3月以内に、当該事業年度の計算書類等（会社法第435条第2項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を作成し、会社法第4章第9節及び第5章の規定に従い会計監査人による監査を受けたうえで、甲に提出しなければならない。なお、甲は、当該計算書類等を公開することができる。

(秘密保持・個人情報保護等)

第120条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知りえたすべての情報（第2項の個人情報を除く。）の内容を自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、協力企業等又は出資者（以下、本条において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、及び本契約の履行以外の目的以外に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、及び本事業に関して知った後正当な利益を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、この限りではない。

2 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び●●個人情報保護条例（平成●年条例第●号）を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。

3 乙は、個人情報を、自己の役員及び従業員並びに自己の代理人及びコンサルタント以外の第三者に漏洩し、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

4 乙は、個人情報を、本事業の業務を遂行するために必要な場合を除き、複写又は複製することができない。

- 5 乙は、本事業の業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者をして、厳重な注意をもって個人情報を管理させるものとする。
- 6 乙は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が発生したときは、甲に対し、速やかに報告する。
- 7 甲は、必要に応じて、乙による個人情報の管理状況について立入調査を行うことができ、乙は当該立入調査に協力するものとする。
- 8 乙は、本事業の業務が終了後、甲に対し、速やかに個人情報が記載された資料その他一切の情報媒体を返還するものとする。
- 9 前7項に定めるほか、乙は、個人情報の保護に関する事項について、甲の指示に従うものとする。
- 10 乙は、乙の役員及び従業員並びに乙の代理人及びコンサルタントが、第1項及び第2項の秘密及び個人情報を漏洩しないよう、適切な措置を講じるものとする。
- 11 乙は、委託契約又は請負契約において協力企業等に前10項に定める乙の義務と同様の義務を課すものとし、協力企業等をして、甲に対し当該義務を負う旨の確約書を差し入れさせる。

(契約上の地位の譲渡)

- 第121条** 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本事業に関して甲との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は債権を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。
- 2 乙は、事業期間中においては、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、出資者以外の第三者に対して、株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行し、乙の株式を引き受ける権利を出資者以外の第三者に与え、又は他の法人との合併、事業譲渡、会社分割等、乙の会社組織上の重要な変更をしてはならないものとする。
 - 3 甲は、前2項に定める行為が、乙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は甲の事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合には、承諾を与えないことができる。

(乙の兼業禁止)

- 第122条** 乙は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監査・会計検査等への協力)

- 第123条** 乙は、甲が受ける甲の監査、国の会計検査若しくは法令に定められた会計検査又は厚生労働省若しくは●●社会保険事務局の特定協同指導若しくは●●保健所の医療監視に協力しなければならない。

(見学者対応等)

第124条 乙は、事業期間中に見学者が来院したときは、甲の合理的な要請に従い、見学者の見学に協力するものとする。

(管轄裁判所)

第125条 本契約に関して発生したすべての紛争は、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義に関する協議)

第126条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

(その他)

第127条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、甲及び乙は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

5 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

以 上